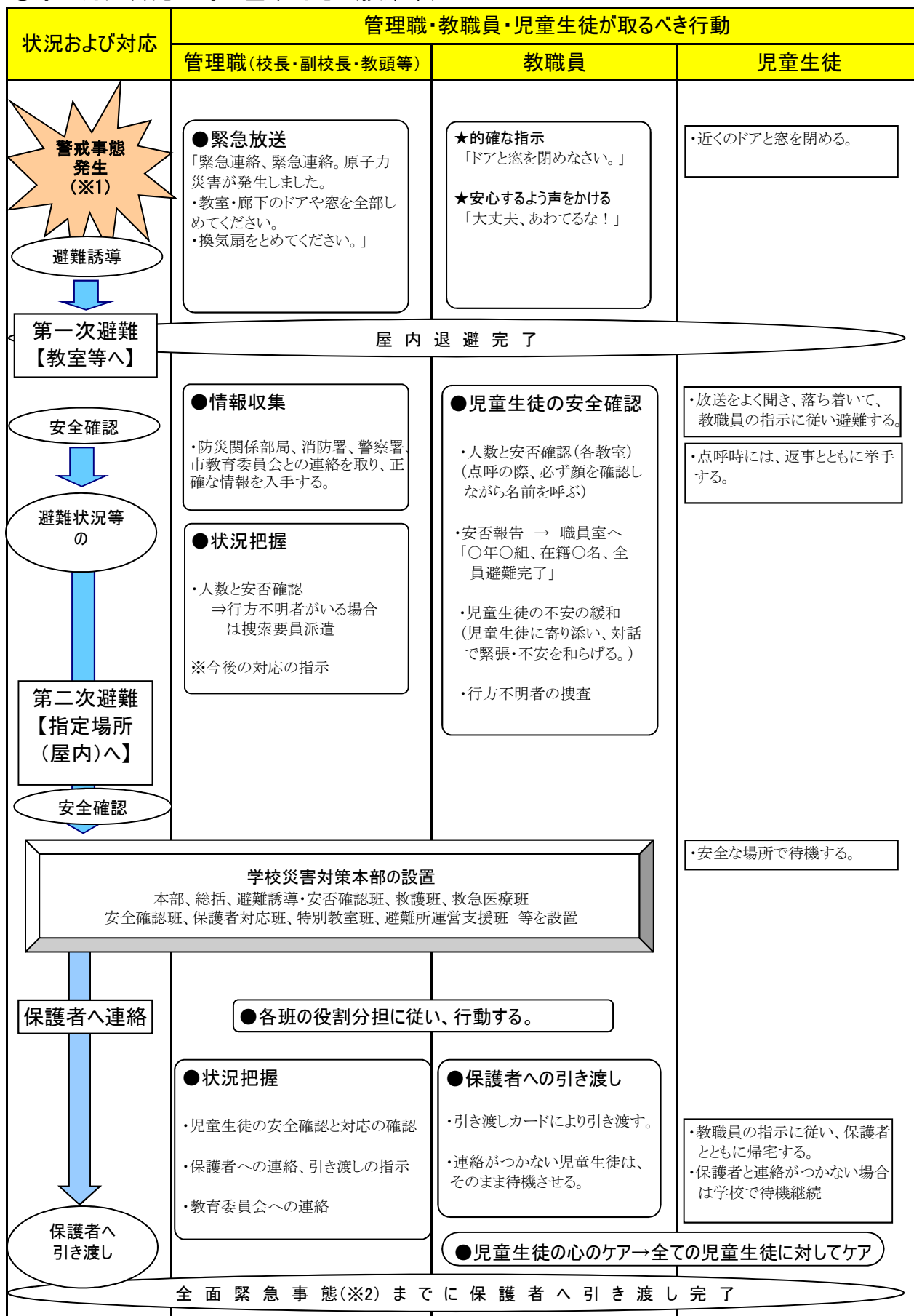


3. 原子力災害発生時の対応

①原子力災害発生時の基本対応（授業中）



(※1)警戒事態(校区内で地震による被害が見込まれる場合は、地震発生時の基本対応に基づき対応)

(1)原子力発電所所在市町(福井県敦賀市、美浜町、おおい町)において震度6弱以上の地震が発生した場合

(2)福井県において大津波警報が発表された場合

(3)原子力施設の重要な故障等が発生した場合

(4)その他

(※2)全面緊急事態

(1)原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた場合（例：全交流電源喪失）

(2)その他

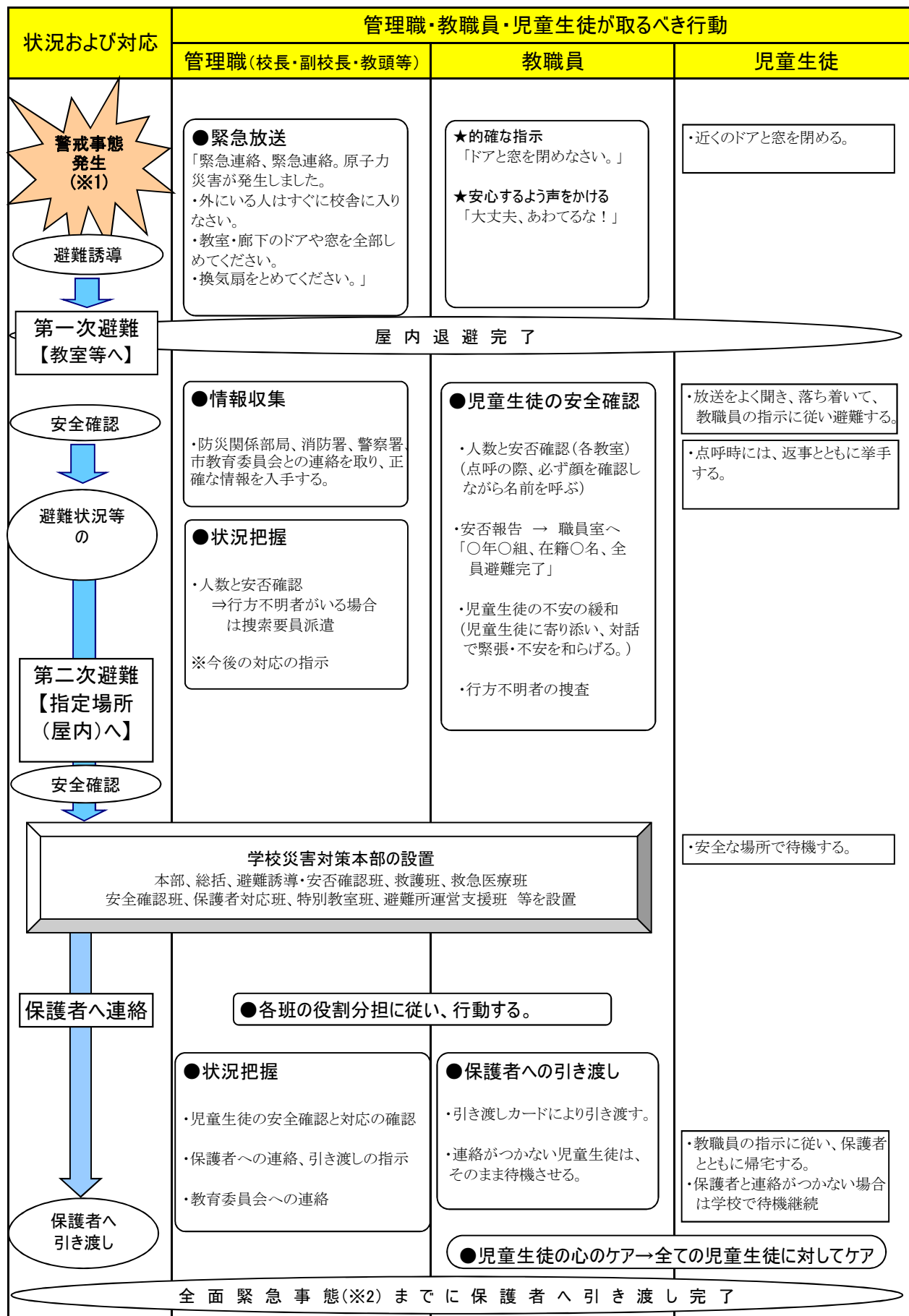
状況および対応	管理職・教職員・児童生徒が取るべき行動		
	管理職(校長・副校長・教頭等)	教職員	児童生徒
<p>全面緊急事態に事態が進展 ＜万が一引き渡しできない児童生徒がいる場合＞</p>			
<p>屋内退避指示解除まで屋内退避継続(鉄筋コンクリート造の建物)</p>			
<p>安全確認</p>	<p>●状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き渡しできない児童生徒の安全確認と対応の確認 保護者への連絡の指示 教育委員会へ当該児童生徒の人数等の状況連絡 	<p>●児童生徒の安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の不安の緩和(児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。) 保護者に引き続き連絡を取る。 連絡が取れた場合、屋内退避指示が解除された後に迎える 	<p>・学校で待機継続</p>
<p>屋内退避指示解除</p>			
<p>保護者へ連絡</p> <p>保護者へ引き渡し</p>	<p>●状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 残っている児童生徒の安全確認と対応の確認 保護者への連絡、引き渡しの指示 教育委員会へ当該児童生徒の引き渡し状況連絡 	<p>●保護者への引き渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者に再度連絡を取り、引き渡しカードにより引き渡す。 	<p>・教職員の指示に従い、保護者とともに帰宅する。</p>
<p>(屋内退避継続中) 校区避難指示 ＜万が一引き渡しできない児童生徒がいる場合＞</p>			
<p>広域避難先へ避難 【指定避難先施設へ】</p> <p>避難先施設において保護者へ引き渡し</p>	<p>●状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難の際の児童生徒の安全確認と対応確認 教育委員会へ避難状況連絡 	<p>●避難先施設へ避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の不安の緩和(児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。) 保護者に避難先施設において、引き渡しカードにより引き渡す。 	<p>・避難先施設まで教職員とともに避難する。</p>
<p>※避難先施設に到着するまでの地点(一時集合場所や避難中継所)で保護者と会うことができる場合は、状況に応じて引き渡す。</p>			

(※2)全面緊急事態

- (1)原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた場合(例:全交流電源喪失)
- (2)その他

※校区に被害が見込まれるような地震が発生した後、まもなく全面緊急事態に至った場合は、「地震発生時の基本対応」ではなく、本対応(「原子力災害発生時の基本対応」)に基づき、鉄筋コンクリート造の建物において屋内退避を行うこと。

②原子力災害発生時の基本対応（休憩中）



(※1)警戒事態(校区内で地震による被害が見込まれる場合は、地震発生時の基本対応に基づき対応)

(1)原子力発電所所在市町(福井県敦賀市、美浜町、おおい町)において震度6弱以上の地震が発生した場合

(2)福井県において大津波警報が発表された場合

(3)原子力施設の重要な故障等が発生した場合

(4)その他

(※2)全面緊急事態

- (1)原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた場合（例：全交流電源喪失）
- (2)その他

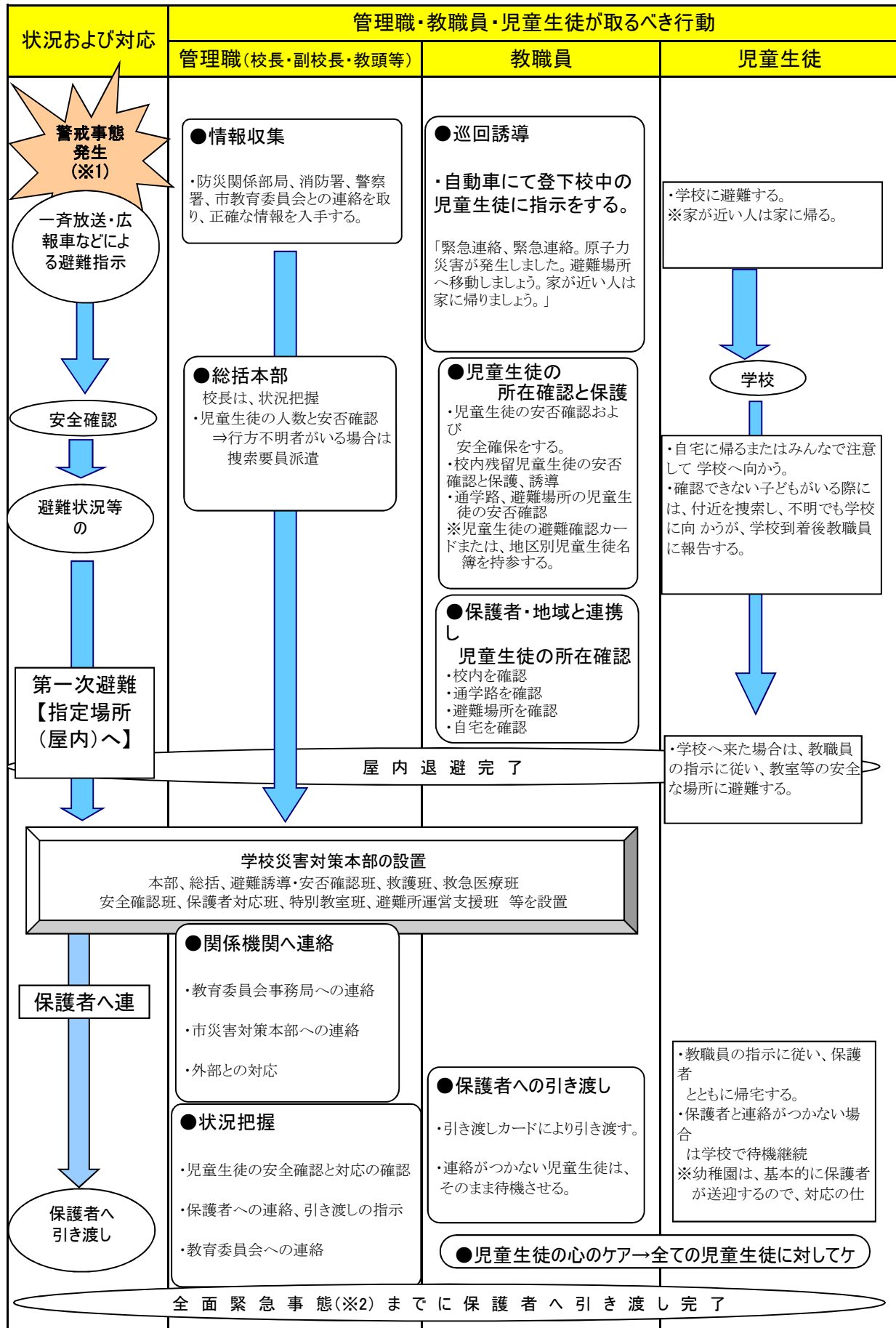
状況および対応	管理職・教職員・児童生徒が取るべき行動		
	管理職(校長・副校長・教頭等)	教職員	児童生徒
<p>全面緊急事態に事態が進展 ※万が一引き渡しできない児童生徒がいる場合</p>			
<p>屋内退避指示解除まで屋内退避継続(鉄筋コンクリート造の建物)</p>			
<p>安全確認</p>	<p>●状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き渡しできない児童生徒の安全確認と対応の確認 保護者への連絡の指示 教育委員会へ当該児童生徒の人数等の状況連絡 	<p>●児童生徒の安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の不安の緩和(児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。) 保護者に引き続き連絡を取る。 連絡が取れた場合、屋内退避指示が解除された後に迎える 	<p>・学校で待機継続</p>
<p>屋内退避指示解除</p>			
<p>保護者へ連絡</p> <p>保護者へ引き渡し</p>	<p>●状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 残っている児童生徒の安全確認と対応の確認 保護者への連絡、引き渡しの指示 教育委員会へ当該児童生徒の引き渡し状況連絡 	<p>●保護者への引き渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者に再度連絡を取り、引き渡しカードにより引き渡す。 	<p>・教職員の指示に従い、保護者とともに帰宅する。</p>
<p>(屋内退避継続中)校区避難指示 ※万が一引き渡しできない児童生徒がいる場合</p>			
<p>広域避難先へ避難 【指定避難先施設へ】</p> <p>避難先施設において保護者へ引き渡し</p>	<p>●状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難の際の児童生徒の安全確認と対応確認 教育委員会へ避難状況連絡 	<p>●避難先施設へ避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の不安の緩和(児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。) 保護者に避難先施設において、引き渡しカードにより引き渡す。 	<p>・避難先施設まで教職員とともに避難する。</p>
<p>※避難先施設に到着するまでの地点(一時集合場所や避難中継所)で保護者と会うことができる場合は、状況に応じて引き渡す。</p>			

(※2)全面緊急事態

- (1)原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた場合（例：全交流電源喪失）
- (2)その他

※校区に被害が見込まれるような地震が発生した後、まもなく全面緊急事態に至った場合は、「地震発生時の基本対応」ではなく、本対応(「原子力災害発生時の基本対応」)に基づき、鉄筋コンクリート造の建物において屋内退避を行うこと。

③原子力災害発生時の基本対応（登下校中）



(※1)警戒事態(校区内で地震による被害が見込まれる場合は、地震発生時の基本対応に基づき対応)

(1)原子力発電所所在市町(福井県敦賀市、美浜町、おおい町)において震度6弱以上の地震が発生した場合

(2)福井県において大津波警報が発表された場合

(3)原子力施設の重要な故障等が発生した場合

(4)その他

(※2)全面緊急事態

(1)原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた場合（例：全交流電源喪失）

(2)その他

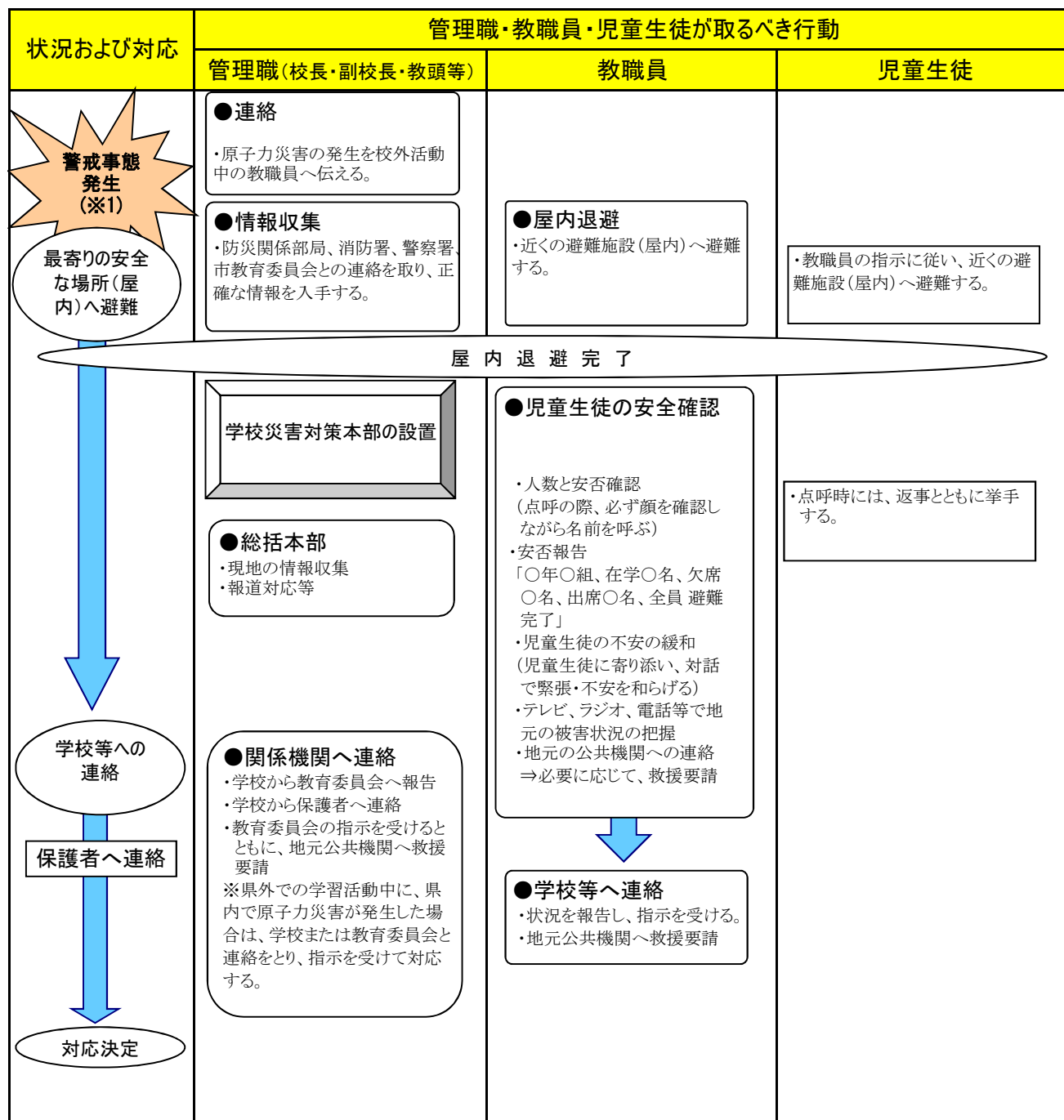
状況および対応	管理職・教職員・児童生徒が取るべき行動		
	管理職(校長・副校長・教頭等)	教職員	児童生徒
<p>全面緊急事態に事態が進展 ※万が一引き渡しできない児童生徒がいる場合</p>			
屋 内 退 避 指 示 解 除 まで 屋 内 退 避 継 続 (鉄筋コンクリート造の建)			
安全確認 	●状況把握 ・引き渡しできない児童生徒の安全確認と対応の確認 ・保護者への連絡の指示 ・教育委員会へ当該児童生徒の人数等の状況連絡	●児童生徒の安全確認 ・児童生徒の不安の緩和(児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。) ・保護者に引き続き連絡を取る。 ・連絡が取れた場合、屋内退避指示が解除された後に迎え	・学校で待機継続
屋 内 退 避 指 示 解 除			
保護者へ連 	●状況把握 ・残っている児童生徒の安全確認と対応の確認 ・保護者への連絡、引き渡しの指示 ・教育委員会へ当該児童生徒の引き渡し状況連絡	●保護者への引き渡し ・保護者に再度連絡を取り、引き渡しカードにより引き渡す。	・教職員の指示に従い、保護者
<p>(屋内退避継続中) 校区避難指示 ※万が一引き渡しできない児童生徒がいる場合</p>			
広域避難先へ避難 【指定避難先施設へ】 	●状況把握 ・避難の際の児童生徒の安全確認と対応確認 ・教育委員会へ避難状況連絡	●避難先施設へ避難 ・児童生徒の不安の緩和(児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。) ・保護者に避難先施設において、引き渡しカードにより引き渡す。	・避難先施設まで教職員とともに避難する。
※避難先施設に到着するまでの地点(一時集合場所や避難中継所)で保護者と会うことができる場合は、状況に応じて引き渡す。			

(※2)全面緊急事態

- (1)原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた場合(例:全交流電源喪失)
- (2)その他

※校区に被害が見込まれるような地震が発生した後、まもなく全面緊急事態に至った場合は、「地震発生時の基本対応」ではなく、本対応(「原子力災害発生時の基本対応」)に基づき、鉄筋コンクリート造の建物において屋内退避を行うこと。

④原子力災害発生時の基本対応（校外行事中）



（※1）警戒事態（校区内で地震による被害が見込まれる場合は、地震発生時の基本対応に基づき対応）

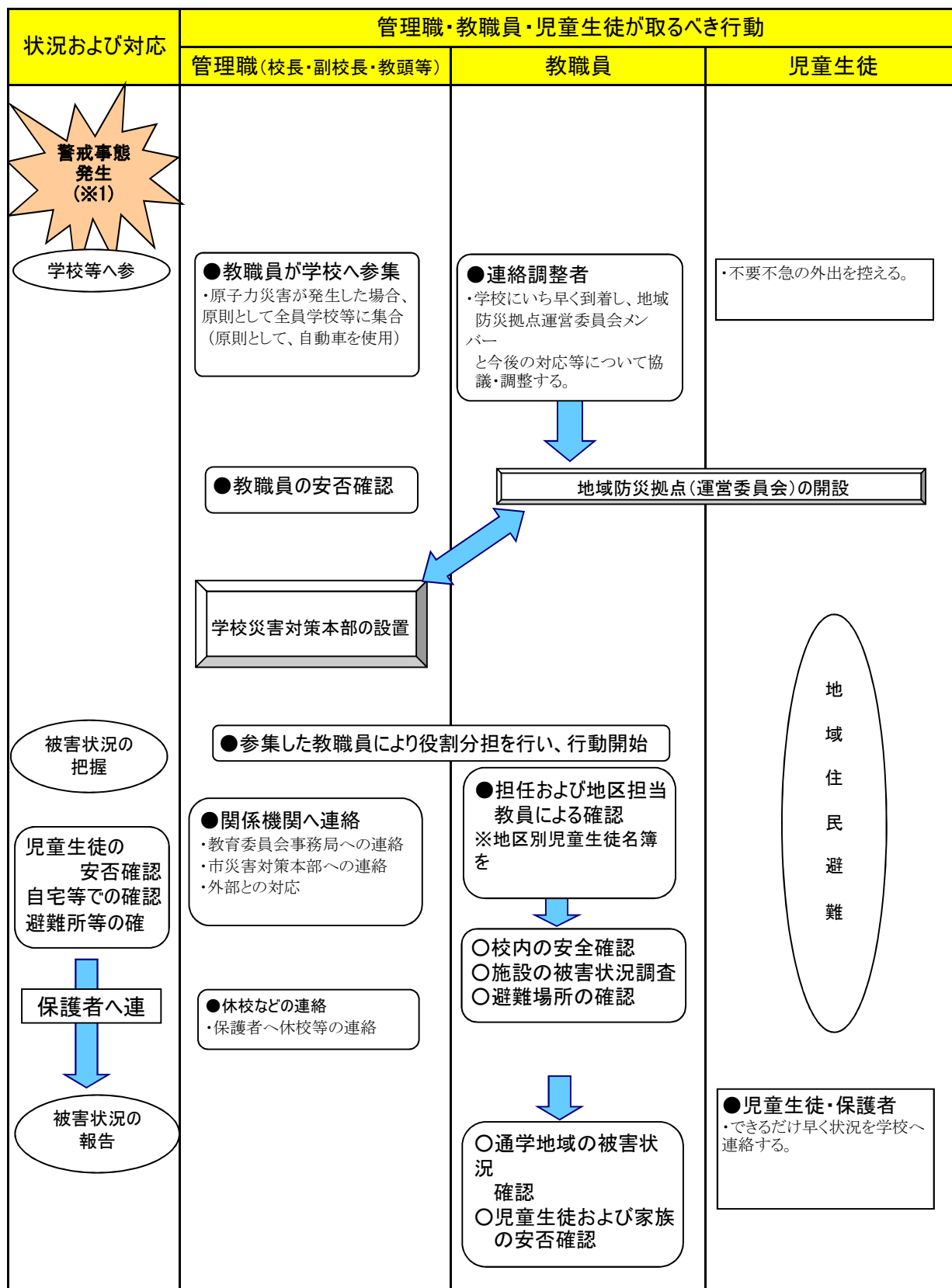
- (1)原子力発電所所在市町(福井県敦賀市、美浜町、おおい町)において震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2)福井県において大津波警報が発表された場合
- (3)原子力施設の重要な故障等が発生した場合
- (4)その他

【留意事項】

- ①校外行事等において海へ出かけるときには、津波等が発生することを想定しておく。
- ②下見の際には避難経路や、避難場所等についても確認しておく。
- ③電車やバス等で移動中も災害が発生する可能性があること等を踏まえておく。
- ④修学旅行等宿泊を伴う行事の場合、夜間の睡眠中あるいは停電には、建物の構造に不慣れなことから、特に混乱が生じやすいことなども想定しておく。
- ⑤キャンプなどで火気使用中の場合は、火災発生の恐れがあることなども想定しておく。
- ⑥学校へ戻る場合、戻った後は「（授業中）」と同様の方法で保護者へ引き渡す。

ひな形

⑤原子力災害発生時の基本対応（在宅中）



（※1）警戒事態（校区内で地震による被害が見込まれる場合は、地震発生時の基本対応に基づき対応）

(1)原子力発電所所在市町(福井県敦賀市、美浜町、おおい町)において震度6弱以上の地震が発生した場合

(2)福井県において大津波警報が発表された場合

(3)原子力施設の重要な故障等が発生した場合

(4)その他